

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定
保険医の登録
- 土地改良区の設立の認可
- 土地改良事業の工事の完了
- 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (二件)
- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則

告 示

鳥取県告示第六百四十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政

令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十二年八月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取市伏野一七〇九の一 診療所	鳥取市伏野一七〇九の一	昭和五十二年八月十四日
宇山耳鼻喉科医院	鳥取市南町四〇一	昭和五十二年八月十日
安田内科医院	米子市二本木五三九	昭和五十二年八月一日
大賀美整形外科 医院	米子市米原字大沢九ノ六九	"
米 增 病 院	倉吉市宮川町二五六	"
医療法人清和会 谷口病院	倉吉市上井町一丁目二三	昭和五十二年八月三日
小坂内科医院	境港市高松町字後浜田 五九七の二	昭和五十二年八月一日
祝 部 医 院	気高郡気高町大字浜村 一の二	"
天野 医 院	東伯郡大栄町由良宿五一三	"
多名部歯科医院	鳥取市西町二丁目二〇四	昭和五十二年八月十四日
坂口歯科医院	鳥取市元魚町二丁目一一九	昭和五十二年八月一日
松本歯科医院	東伯郡三朝町今泉六五七	"

谷口歯科医院	東伯郡羽合町久留一八一	昭和五十二年八月六日
崎山薬局	東伯郡東伯町大字徳方 三〇三の一	昭和五十二年八月一日
なかくき医院	米子市末広町五二	"
マブチ歯科医院	鳥取市栄町池上ビル三階	"
小川歯科医院	米子市両三柳四四八一―三	昭和五十二年七月二十五日

鳥取県告示第六百四十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十二年八月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
市川 雅己	鳥医第二、二〇四号	昭和五十二年七月二十九日
清水 健二	鳥医第二、二〇五号	"
瀬口 正史	鳥医第二、二〇六号	"

鳥取県告示第六百四十二号

西伯郡名和町大字豊成九九二番地近藤宗統ほか十五人の者から設立認可申請のあつた光徳土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年八月十二日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年八月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年八月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日	届出者
六日市地区農道舗装事業	昭和五十一年十月十日	河原町
弓河内地区農道舗装事業	昭和五十一年十月十八日	河原町
前田地区農業用排水事業	昭和五十二年三月二十日	河原町
神馬地区農道整備事業	昭和五十二年三月二十五日	河原町
稲常地区農道舗装事業	昭和五十二年三月二十五日	河原町

鳥取県告示第六百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画ごみ焼却場の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十二年八月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十二年八月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画

課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十二年八月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

公安委員会規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年八月十九日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

鳥取県公安委員会規則第四号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則(昭和三十年十一月鳥取県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「障害給付年金」を「傷病給付年金、障害給付年金」に改める。

第七条第一項中「障害給付年金又は」を「傷病給付年金、障害給付年金又は」に、「障害給付年金請求書」を「傷病給付年金請求書(様式第九号の二)、障害給付年金請求書」に改める。

第九条の見出しを「(廢疾程度及び障害程度の変更)」に改め、同条第

一項中「第五条第六項」を「第四条の二第四項又は条例第五条第七項」に、「行なう」を「行う」に、「障害給付に」を「傷病給付又は障害給付に」に、「行ない」を「行い」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「障害給付変更決定通知書」を「傷病給付変更決定通知書（様式第十三号の二）又は障害給付変更決定通知書」に改め、同条第二項中「障害給付変更請求書」を「傷病給付変更請求書（様式第十四号の二）又は障害給付変更請求書」に改め、同条第三項中「障害給付変更請求書」を「傷病給付変更請求書又は障害給付変更請求書」に、「障害等級」を「廃疾等級又は障害程度」に改める。

第十三条中「第五条第五項第二号」を「第五条第六項第二号」に改める。

第十六条の見出しを「（定期報告等）」に改め、同条中「三年」を「二年」に、「受ける者」を「受けている者」に、「その療養」を「その療養・廃疾」に、「療養・障害現状報告書」を「療養・廃疾・障害現状報告書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十六条の二 療養給付を受けている者で、療養の開始後一年六月を経過した日において負傷又は疾病が治つていないものは、同日後一月以内に、その療養又は廃疾の現状に関し、前条の療養・廃疾・障害現状報告書を本部長に提出するものとする。

2 本部長は、前項に規定する者から、必要の都度、同項の報告を求めることができる。

第十七条第一項各号列記以外の部分中「受ける者」を「受けている者」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項第四号中「受ける者」を「受けている者」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「受ける者」を「受けている者」に、「別表」を「別表第二」に改め、同号を同項

第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 傷病給付年金を受けている者にあつては、その者の廃疾の状態が条
 例別表第一に掲げる廃疾の程度に該当しなくなつたとき。

第十八条中「障害給付年金記録簿」を「傷病給付年金記録簿（様式第
 二十五号の二）」、「障害給付年金記録簿」に改める。

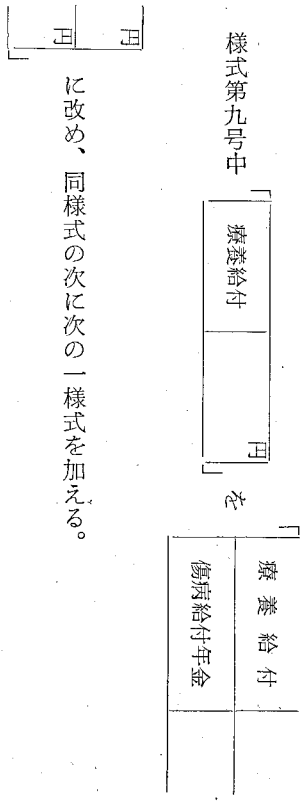
様式第二号の注意事項のあなたが受けることができる給付の内容の1中
 (3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に(2)として次のように加える。

(2) 傷病給付

協力援助したための負傷又は疾病が療養の開始後一年六月を経過し
 た日以後において治らないで条例に定められている程度の廃疾の状態
 が継続しているときは、その期間、その程度に応じて傷病給付を受け
 ることができます。

なお、傷病給付を受けける場合には休業給付を受けけることができま
 す。

様式第二号の注意事項のあなたが受けることができる給付の内容の2の
 (1)の備考中「別表」を「別表第二」に改める。



様式第9号の2 (第7条関係)

傷病給付年金請求書

		※年金証書の番号		第	号		
(給付を実施する者の官職氏名)		請求年月日	年	月	日		
殿 下記のとおり傷病給付年金の支給の決定を請求します。		(請求者)					
		住所		氏名			
1 協力援助者							
住所							
氏名		(年 月 日生)					
2 負傷又は発病の年月日		年 月 日					
3 廃疾等級		第	級	4 廃疾等級該当年月日			
		年 月 日					
5 傷病の名称、部位及びその状態							
6 既存障害の部位及びその程度							
7 日常生活の状態							
8 傷病給付年金請求金額							
(給付基礎額)		(倍数)					
円 ×		=		円			
9 添付する書類その他の資料名							
※受理		※決定		※支払			
年 日 月		年 月 日		年 月 日			
				※決定金額			
				円			
※10 給付基礎額の証明	給付基礎額				円		
	内 訳	基準額				円	
		扶養親族	配偶者		円		
			子	人		円	
			その他	人		円	
給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。							
年 月 日							
官職							
氏名							
印							

- 備考 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。
 2 「5 傷病の名称、部位及びその状態」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入すること。
 3 この請求書には、廃疾等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。

様式第十四号中「障害給付一時金」や「障害給付年金」とはなる。

様式第十二号の注意事項の1中「障害給付年金」や「傷病給付年金、障害給付年金」とはなる、同様式の注意事項の4中(2)や(3)や(4)や(5)や(6)や(7)の次に(2)として次のように加える。

(2) 傷病給付年金においては、その廃疾等級に変更のあつた場合

様式第十二号の注意事項の7中「障害の現状」や「廃疾若しくは障害の現状」とはなる、同様式の注意事項の8中(2)や(3)や(4)や(5)や(6)や(7)の次に(1)として次のように加える。

(1) 傷病給付年金の場合

ア 受給権者が死亡した場合

イ 病状が好転し、年金を受けられない程度の廃疾の状態になつた場合(廃疾の状態については、給付を実施する者に相談してください。)

様式第十二号中

4	障害等級	第 第 級 級	円
5	障害給付年金の額		円

や

4	廃疾	第 第 級 級	円
5	傷病障害給付遺疾		円

等級	第 第 級 級	円
年金の額		円

に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第十四号の2 (第9条関係)

傷病給付変更決定通知書

通知年月日	年 月 日	通知番号	第 第 号
(給付を受ける者)		(給付を実施する者の官職氏名)	
住所	殿		
氏名			
下記のとおり傷病給付の変更の決定をしたので通知します。			
変 更	後	変 更	前
廃 疾 等 級	第 第 級 級	廃 疾 等 級	第 第 級 級
傷病給付年金の額	円	傷病給付年金の額	円
給付が変更になる年月		年 月	
備 考			

様式第十四号の次に次の一様式を加える。

様式第14号の2 (第9条関係)

傷病給付変更請求書

(給付を実施する者の官職氏名)		請求年月日	年	月	日					
職		年金証書の番	第	号						
下記のとおり傷病給付の変更を請求します。		(請求者)住所氏名	◎							
1	現在受けている傷病給付年金の 廃疾等級	第	級							
2	現在受けている傷病給付年金の 支給が開始された年月	年	月							
3	廃疾の程度に変更があった年月日	年	月	日						
4	傷病の名称、部位及びその状態									
5	変更後の廃疾等級	第	級							
6	添付する書類その他の資料名									
※受理	年	月	日	※決定	年	月	日	※決定等級	第	級

備考 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。
 2 「4 傷病の名称、部位及びその状態」の欄の記入事項が添付された診断書と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入すること。
 3 この請求書には、廃疾の程度に変更があった時期の決定及び変更後の廃疾等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。

〒680-1133 鳥取県鳥取市「第16条関係」や「(第16条、第16条の2関係)」
 「療養」や「療養」「障害」や「療養」「障害」や「障害給付年金支給開始年月」や「傷病給付年金支給開始年月」や「障害等級」や「廃疾等級若しくは障害等級」や「身体障害」や「廃疾若しくは身体障害」による「回診」の欄の中に「障害については」や「廃疾又は障害については」による「回診」の欄の中に「身体障害」の欄に記入すること。
 「3 傷病給付年金支給開始年月」欄については、傷病給付年金又は障害給付年金のいずれかを○で囲むこと。
 〒680-1133 鳥取県鳥取市「第16条関係」

様式第25号 (第18条関係)

災害給付記録簿

No. _____

(表面)

1 協力援助者 住所 氏名 (年 月 日生)	9 災害発生の状況とその 原因	12 障害給付 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 一時金 等級用 <input type="checkbox"/> 併合繰上げ <input type="checkbox"/> 加重 <input type="checkbox"/> 年金額 <input type="checkbox"/> 一時金額 円 年 月 日 支給決定 支	
			13 遺族 給付 受給者 氏 名 協力援助者 との続柄
		10 給付基礎額 円	
		11 傷病給付 第 級 号 年 月 日支給決定	
		3 負傷又は発病の年月日 年 月 日	
		4 傷病名及び傷病の部位	
5 廃疾等級該当年月日 年 月 日			
6 傷病の治ゆ年月日 年 月 日			
7 死亡年月日 年 月 日			
8 認定の通知年月日 年 月 日			

様式第25号の2 (第18条関係)

傷病給付年金記録簿

No. _____

(表面)

1 年金証書の番号 第 号		7 傷病給付年金の額		災害給付記録簿番号
2 受給権者の氏名 (年 月 日生)		年 月 から	(給付基礎額)(倍数) × = 円	備考
3 住所		年 月 から	× = 円	
4 第 級 (年 月 日決定)		年 月 から	× = 円	
第 級 (年 月 日決定)		年 月 から	× = 円	
第 級 (年 月 日決定)		年 月 から	× = 円	
5 支給開始年月	年 月			
6 傷病の名称、部位及びその状態				

繰上

16 繰上

に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第二十五号の裏面中

13 繰上

14 繰上

15

(裏面)

8 支給に係る月	9 支払年月日	10 支払金額	備 考
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
年 月～ 年 月分	年 月 日	円	
累	計		

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

様式第二十六号中「臨時決定金」を「臨時決定金」に改める。